

岡広第371号  
平成30年2月16日

日本共産党岡山市議団  
団長 竹永 光恵 様

岡山市長 大森 雅夫



### 「2018（平成30）年度岡山市予算編成要求書」について（回答）

平素から、岡山市政の発展にご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
さて、平成29年10月25日付でいただきました「2018（平成30）年度岡山市予算編成要求書」について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

1 国民健康保険について、県単位化後も市として責任を持って市民の負担軽減を図ること。

（1）政策繰入を継続して、保険料を引き下げるのこと。

#### 【回答】

国と県は、都道府県化に際し、公費の拡充をしつつ、赤字補填目的の法定外繰入の解消・削減の方針を示しています。

これに加え、今後の国保財政は、被保険者数の減少に従い保険料収入が減少する一方、一人当たり医療費の高い高齢者の割合が高止まりすることにより、収支不足が拡大していくことが見込まれています。

このため、本市においても平成30年度から、赤字補填目的の法定外繰入の解消に向けて保険料率を改定していく必要があるため、保険料を引き下げるることは困難です。

【国保年金課】

（2）多子世帯の保険料軽減を市として制度化すること。

#### 【回答】

国保保険料の2割や5割を軽減する法定軽減制度は、世帯の被保険者数の増加に応じて軽減基準所得額が上がる仕組みになっています。

また、軽減範囲は平成26年度から平成29年度まで4年連続で拡大され、軽減対象世帯は増加しています。なお、18歳未満の子どもがいる世帯では、約6割の世帯が軽減対象となっている状況です。

さらに、岡山市では所得が大幅に下がった世帯や子どもがいる世帯で低所得であるなど一定の要件に該当する場合には、独自の減免制度で対応しているところです。

今後とも、現行の減免制度を適切に運用してまいりたいと考えています。

【国保年金課】

(3) 短期証や資格証の発行・交付をやめ、差し押さえはしないようにすること。

【回答】

資格証の交付は、国民健康保険法第9条に定められた事務であり、保険料を1年以上滞納している世帯主（※1）に対し、短期証の交付は、「岡山市国民健康保険料滞納世帯に係る措置の取扱要領」に基づき、6か月以上滞納している世帯主（※2）に対し、納付相談の機会を確保するために行っているものです。なお、資格証交付者であっても疾病等特別事情の該当する申し出があれば短期証を交付するなど、状況に応じたきめ細かい対応に努めています。

差押え等の滞納処分は、保険料を滞納している世帯主に対し、督促、催告等により納付を促しても何の連絡もない方、納付約束を守っていただけない方について財産調査を行い、資産・資力がある場合に、きちんと納めていただいている多くの被保険者との公平性を保つ観点から、法令に基づき行っています。

※1（ひとり親家庭・重度心身障害者等の公費医療対象世帯、保険料軽減・減免世帯、高校生世代以下及び70歳以上の被保険者については、交付対象から除外）

※2（70歳以上の単身世帯及び分納誓約等により滞納額の著しい減少が見込まれる世帯は除く）

【国保年金課、料金課】

2 最優先課題である待機児童と未入園児童の解消に向けて抜本対策を取ること。

(1) 保育士不足を解消するために、抜本的に待遇を改善すること。

【回答】

民間保育所等の保育士待遇改善については、国が実施している技能・経験に応じた待遇改善等に加えて、平成29年度から市の独自制度として保育士等待遇改善事業を実施し平均約2パーセントの賃金改善に取り組んでいます。また、保育士等の負担軽減による新規就労、離職防止を図るため、保育支援者配置助成事業を実施しております。

なお、市立保育園の保育士については、必要な正規職員の確保に努めるとともに臨時職員の待遇改善を行ったところです。

また、引き続き保育士・保育所支援センターの活用、ハローワークとの連携による保育士支援セミナーや就職面接会の開催など、潜在保育士の掘り起しに取り組んでまいります。

【保育・幼児教育課】

(2) 公有地や既存施設の活用などを含め、認可保育園を増やすこと。

【回答】

今年度も国の待機児童解消加速化プランによる有利な財源を活用した施設整備として、認可保育所、地域型保育事業の募集を行い、待機児童の解消を図っているところです。

また、公有地や既存施設の活用については、施設配置の最適化を進める中で民間の活力を活かした施設整備なども含め保育の受け入れ枠の確保に努めてまいります。

【こども園推進課】

(3) 北長瀬みずほ住座再生事業の併設施設は、認可保育園として整備すること。あわせて、今後市有地に整備する保育施設は、認可保育園に限ること。

【回答】

北長瀬みずほ住座再生事業の併設施設については、民設・民営の認可外保育施設を整備するということで議会の承認を得ています。

【住宅課】

今後の市有地の活用については、本市子ども・子育て支援事業計画における保育二一  
次などの状況も踏まえた検討が必要であると考えます。

【こども園推進課】

(4) 市立幼稚園・保育園の廃止・民営化を行わないこと。

【回答】

公立と私立では基本的な違いがないことから、公として果たすべき役割を明確にした上で、「民でできることは民に任せる」ことを基本とし、子育て家庭を社会全体で支援していきます。

なお、民営化の実施については、地元関係者や保護者の方に、新制度の概要、本市の状況、取組等について丁寧に説明し、一定の理解を得ながら進めてまいりたいと考えています。

【こども園推進課】

(5) 32年度以降を見据えた岡山市の保育所整備計画を立てること。

【回答】

保育所等の施設整備に関しては、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、整備を進めているところです。今後の国の少子化対策、待機児童対策などを注視してまいりたいと考えています。

【こども園推進課】

3 子どもの貧困対策を、全ての子どもを対象として、子育て支援の施策の全体的な底上げを図ること。

(1) 条例の制定及び独立した計画の策定と推進に、早急に取り組むこと。

【回答】

現在、子どもの貧困対策を確実に進めるためには、関係部署が共通認識をもって、同じ指針のもと施策を推進することが重要と考えています。

このため、平成29年11月に開催した岡山市子どもの貧困対策推進本部において「子どもの貧困対策推進方針」を策定し、3つの方針に沿って取り組むことを確認した

ところです。

今後は、方針の実現に向け、全庁的に子どもの貧困対策を推進してまいりたいと考えております。

【こども福祉課】

(2) 市独自の給付型奨学金制度を創設すること。

【回答】

岡山市では将来社会に貢献しうる優秀な人材を育成するため、無利子の奨学金制度を設けています。国においては、平成29年度から非課税世帯であり、かつ、私立への大学等に自宅外から通う学生や、児童養護施設退所者等を対象に、給付型奨学金制度を開始しています。また、平成30年度から国公立の大学等に自宅から通う学生等にも対象を拡大する予定であることから、今後の動向を注視してまいりたいと考えています。

【こども福祉課】

(3) 児童手当および児童扶養手当の毎月支給を検討すること。

【回答】

児童手当は6月・10月・2月、児童扶養手当は4月・8月・12月と年3回の支払月が法により定められています。児童扶養手当については、国が支払回数を見直し、平成31年11月から隔月に、年6回の支払いに変更する法改正を進めており、その動向を注視してまいりたいと考えています。

【こども福祉課】

(4) 就学援助制度の対象と支給額を拡充すること。特に、新入学学用品費は、国の制度改正を待たず、入学前に支給すること。

【回答】

新入学学用品費の入学前支給については、小・中学校とも平成30年度中の実施に向けて、申請受付や支給方法等の検討を進めています。

【就学課】

(5) 子ども食堂や無料塾など、子どもの居場所づくりに取り組む市民を支援すること。

【回答】

平成29年7月に「子どもの居場所づくりネットワーク交流会」を行い、居場所づくりに取り組む団体間の情報交換や行政との連携等、互いにつながることができるネットワークを作りました。また、岡山青果食品商業協同組合と協働し、子ども食堂を運営する団体への食材提供を開始したところであり、今後は、子どもの居場所づくりの相談窓口を設置し支援を行っていきたいと考えています。

【こども福祉課】

4 子どもと教職員が、双方向で学ぶ喜びを実感できる学校づくりを進めること。

(1) 30人学級の実現と教職員の負担軽減のために、正規教員の増員を図ること。特に、定数内はすべて正規職員で確保すること。

【回答】

学級集団は、集団生活のルールを学んだり、コミュニケーション能力を育成したりする生活の場としての役割を担っています。一律30人学級にした場合、必ずしも生活の場としては適さないような小規模の学級が生じてしまう場合がありますので、一律30人学級とすることは考えていません。

また、教職員の負担軽減や正規教員の増員を図る必要はあると認識していますが、教員の質の担保や年齢構成の平準化等を考えながら、急激に採用数を増やすのではなく、安定した採用を行ってまいりたいと考えています。  
【教職員課】

- (2) 競争偏重の教育方針を改めるために、全国・全市共通テストとなる全国学力テスト（全国学力・学習状況調査）への参加はやめ、市独自テスト（学力アセス）は中止すること。

【回答】

全国学力・学習状況調査については、岡山市、学校及び子どもたち一人一人の学力や学習状況を把握するために必要な調査であると考え、参加する方向で検討しています。

また、岡山市学力アセスについては、子どもの課題を踏まえて、教員が問題作成や分析をすることで、教員の力量向上につながり、学習意欲や学力の向上が実現できると考えており、継続して実施してまいります。  
【指導課】

5 市民福祉の向上のために、職員配置を改善すること。

- (1) 法定数及び交付税で措置するケースワーカー、保育士、保健師、消防士などの基準や目安が示されている職種について、早急に充足すること。

【回答】

職員配置については、関係部局と協議しながら、業務量や国の目指す標準的な配置の目安等を勘案し、適切な配置に努めてまいります。  
【人事課】

- (2) 官製ワーキングプアを生んでいる「多様な雇用形態」をやめ、正規職員での配置を行うこと。

【回答】

自治体を取り巻く状況に目を向けると、より一層の効率的・効果的な行政運営が求められており、それは、人員配置についても、同様であると考えています。このようなかん中、本市では、多様な雇用形態も活用し、市民サービスの向上に努めているところです。  
【人事課】

6 市民への情報公開を徹底すること。

- (1) 旧後楽館中・高跡地の売却問題に係る「黒塗り」資料は、内容を市民に全面公開す

ること。

(2) 今後、同様の対応をしないこと。

【回答】

情報公開が原則ですが、「岡山市情報公開条例」により、個人情報のほか、法人その他の団体に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、公開できません。

【財産活用マネジメント推進課】

(3) 市有地の利活用にあたっては、府内優先を明文化すること。個別の方針決定は、経過を市民に公開すること。

【回答】

未利用地については、マニュアルを変更し、府内優先を明文化しました。

情報公開が原則ですが、地方公共団体の長は財産を取得し、管理し、及び処分する権能（地方自治法 149 条）を有しており、方針決定は市長が行い、適宜、市民の方にお知らせしております。

【財産活用マネジメント推進課】

7 障害者や高齢者をはじめ、誰にでもやさしいまちづくりをすすめること。

(1) 子ども医療費助成制度は、通院も中学校卒業まで無料にすること。

【回答】

子ども医療費助成制度につきましては、子育て家庭への支援等の観点から、平成 28 年 4 月より、小学生の通院の自己負担を 3 割から 1 割に軽減しています。

1 割の自己負担については、保護者の方々の経済的負担の軽減の面と、医療現場の負担軽減の両面からバランスがとれており、適正な医療の提供ができている状態と考えています。

全国の動きについて目を向けてみると、自己負担額なしとしていた政令市が、自己負担を求める動きがあり、また、政令市以外でも同様の動きをとる自治体があります。

当面は、今の制度を続けてまいります。

【医療助成課】

(2) 重度障害者の医療費を無料化すること。

【回答】

社会全体で制度をともに支え合うという観点から、適正な負担を求めるることは必要であると考えています。

【医療助成課】

(3) 介護保険料額は、最大限抑制すること。

【回答】

健康寿命延伸や介護状態維持改善につながる取組が全体として、介護給付費増大に一定の歯止めをかけるものと考えています。

【介護保険課】

(4) 障害福祉サービスの一割負担について、市独自で減免すること。

【回答】

障害福祉サービスの利用者負担については、平成22年に「応益負担」から「応能負担」に見直され、低所得者については自己負担なしとされていることから、さらなる減免の必要はないものと考えています。

【障害福祉課】

(5) 高齢者や障害者などとの共生社会実現のために、小学校区ごとに拠点を整備し、ソーシャルワーカーなどの専門家を配置すること。

【回答】

平成27年度から地域支え合い推進員を配置し、地域共生社会実現に向けて支え合いの地域づくりを進めているところであり、平成30年度からは地域支え合い推進員を各福祉区に配置し、さらに支え合いの地域づくりを進めていくこととしています。

【保健福祉企画総務課、地域包括ケア推進課】

(6) 総合事業は拡大しないこと。現行相当サービスは、将来にわたって維持すること。

【回答】

本市においては総合事業移行後も、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同様のサービスは残しつつ、新たに緩和した基準によるサービスを訪問型、通所型それぞれの類型で創設し、サービスの多様化を図ったところです。

【地域包括ケア推進課、介護保険課、事業者指導課】

8 日本国憲法を活かして、平和を守り、全ての人の人権が保障される市政を進めること。

(1) 世界から核兵器をなくすために、核兵器禁止条約への参加を政府に求めると共に、市有施設への署名コーナー設置など、市として具体的な取組みを行うこと。

【回答】

岡山市は昭和60年6月25日に平和都市宣言を行い、平成元年6月24日には岡山市平和の日宣言を行っています。そして、平成22年1月1日に平和首長会議に加盟し、平成25年9月1日に非核宣言自治体協議会に加盟しており、これらの活動に対しては賛同しております。また、平成8年以降、毎年岡山市原爆被爆者会主催の「原爆平和展」を共催し、岡山市原爆被爆者会に補助金交付など助成を行っているほか、8月6日には原爆死没者慰靈祭に参加するなど、核兵器の廃絶は本市としても念願としているものです。

こうした点から、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」には市長も署名し、「原爆平和展」では、署名活動も行われているところです。

核兵器禁止条約への参加については、国の専権事項であり、今後の動向を注視したいと考えます。また、核兵器の廃絶を実現させるための方法や考え方については、様々な意見や立場があることから、市有施設における署名コーナーの設置等については、慎重な対応が必要と考えています。

【福祉援護課】

(2) 市として「原発ゼロ」をめざす立場に立つこと。

【回答】

原発を含むエネルギー政策につきましては、国の専管事項と考えています。

【総務法制企画課】

(3) 全ての人がその人らしく生きられるよう、L G B T等の当事者の人権保障のため、パートナーシップ宣言をすること。条例を検討すること。

【回答】

性別にかかる様々な人権については、平成13年に制定した「さんかく条例（岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例）」に基づき、性別に起因する人権侵害の禁止や固定的な性別役割分担の解消、政策・方針決定過程への男女共同参画の促進などに取り組んでまいりました。

一方で、同条例は制定後15年以上経過しており、この間に性的マイノリティの方の人権など、新たな課題も顕在化する中、性の多様性理解促進について市民や市職員等を対象とした啓発や研修等も進めてまいりました。

これらのことから、今後「さんかく条例」に性の多様性尊重を盛り込む改正を行うことについて、市民の皆さんや当事者の方々とともに議論を進め、併せて効果的な取組・支援についても広く意見をうかがいたいと考えています。

【人権推進課、女性が輝くまちづくり推進課】

(4) DV対策等について、市民の人権を守る観点で充実させること。

① 24時間対応の性暴力相談支援センターを、市民病院に設置すること。

【回答】

犯罪被害者等総合相談窓口、こども総合相談所など関係機関と連携をとりながら、性暴力被害者に対する相談や支援に取り組んでいます。今後も被害を受けた方にとつてよりよい支援となるよう努めてまいります。 【女性が輝くまちづくり推進課】

② 配偶者暴力相談支援センターの相談員について、育成と増員を進めること。連携中枢都市圏も視野に入れ、広域的に対応できる体制とすること。

【回答】

配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ岡山市男女共同参画相談支援センターでは、平成22年4月から相談員を1名増員して体制の強化を、平成25年度には、相談室を1室増設し、必要な相談体制の充実を図り、平成26年度からはスーパーバ

イズの回数を増やしています。併せて、業務のなかで計画的に国や関係団体主催の研修に積極的な参加を図るなどし、相談員としての資質の向上と、心理的な負担の軽減をめざしているところです。

また、相談業務において、被害者の安全・安心の確保や、迅速な支援を行うために近隣自治体や各関係機関との連携・協力が不可欠であることから、今後とも調整を図りながら被害者本位の支援となるよう努めてまいります。

【女性が輝くまちづくり推進課】

③DV被害者支援を実質的に民間が担っていることを踏まえ、機能維持・人材育成でできるよう予算を大幅に拡充すること。

【回答】

DV被害者支援については、DV防止のための啓発、緊急一時保護時の移送、被害者の保護、同行支援、経済的支援など、途切れのない支援を行っています。

今後も、DV被害者支援については、民間団体等とも連携し、実効ある支援方法について検討してまいります。

【女性が輝くまちづくり推進課】

9 「ゼロ・エミッション」の環境行政を進めること。

(1) ごみ処理は、現在のサーマルリサイクル政策を見直し、市民の理解・協力を得ながら、大幅な減量、資源化を具体的に進め、焼却施設の縮減を図ること。

【回答】

プラスチックのうち、トレイやペットボトルなどについては既に分別していますが、その他容器包装プラスチックの分別は、自治体の負担が大きく、拡大生産者責任の原則が十分に反映されていないこと、分別・リサイクルしたとしても、その多くが残渣として焼却処理されること、市の費用負担と市民の分別協力に伴う負担に見合う費用対効果が期待できないことなどの課題があります。

なお、現在実施しておりますサーマルリサイクルにつきましては、ごみ焼却熱を利用した発電等を行うことにより、効率的なエネルギーの回収ができるよう努めています。

また、ごみの焼却残渣のセメント原料化や溶融スラグ化を行うなど、廃棄物の一層の減量化にも取り組んでいます。

【環境事業課、環境施設課】

(2) ごみ有料化を再検討し、無料に戻すこと。

【回答】

家庭ごみの有料化は、排出量に応じた受益者負担の公平性の確保と経済的インセンティブを活用して、ごみの減量化・資源化を図ることを目的としています。

岡山市の有料指定袋の料金は、多くの議論を踏まえた上で決定しており、ごみの排出抑制効果や他の自治体の価格を参考に、市民にとって過度の負担にならないよう、1リットル1円を基本に設定しています。

平成27年度実施の市民意識調査では、「ごみ収集・リサイクル対策」は重要度・満

足度とも高い数値であることから、一定の評価をいただいているものと考えており、引き続き市民の皆様にご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えています。

【環境企画総務課】

10 斎場整備を大きく再考すること。

(1) 地域住民との十分な合意形成と用地の安全性の確認ができるまでは、富吉候補地での整備を進めないこと。

【回答】

岡山北斎場の敷地については「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に従い、平成26年度から平成27年度にかけて、必要な調査を実施し、安全の確認を行い、建築可能と判断しています。

一部住民の方に、斎場に対する不安があることは承知しており、引き続き必要な調査を行うなど、不安解消に努めながら、岡山北斎場の整備を進めてまいります。

【生活安全課】

(2) 斎場整備計画は、必要炉数の計算など計画の前提を見直すこと。

【回答】

炉数について、今後、精査してまいります。

【生活安全課】